

妊婦のための支援給付事業のご案内

江津市では、すべての妊婦や子育て家庭の相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施しています。

経済的支援

(妊婦支援給付金)

出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、妊婦の方へ、妊娠届時(5万円)、出産後こどもの人数を届出した時(5万円)にそれぞれ給付金を支給します。

伴走型相談支援

(妊婦等包括相談支援)

妊産婦の方が抱える様々な不安を解消するため、面談やアンケートを行います。

事業・支援の流れ

① 妊娠届出

(母子健康手帳交付)

妊娠届出時(母子健康手帳交付時)に、保健師などによる面談を受けてください。

※ 妊婦支援給付金の申請には、妊婦の方の面談が必要のため、必ず妊婦の方が面談を受けてください。

② 妊婦給付認定申請

(妊婦支援給付金1回目)

妊婦給付認定(5万円)を申請してください。

※ 妊娠届時の面談後に、申請書をお渡しします。申請には、申請者(妊婦)名義の口座のわかるものが必要です。

※ 多胎妊娠の場合も、5万円が支給されます。

③ アンケート実施

妊娠7か月ごろに、市からご案内する妊娠8か月のアンケートにご協力ください。

※ アンケートの回答内容により、市からご連絡する場合があります。

④ 赤ちゃん訪問

「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)」にて産婦の方が面談を受けてください。

※ 妊婦支援給付金(2回目)の申請には、産婦の方の面談が必要のため、必ず産婦の方が面談を受けてください。

⑤ こどもの人数の届出

(妊婦支援給付金2回目)

出産後こどもの人数(こども1人あたり5万円)を届出てください。

※ 申請書は、出生届出後に子育て支援課窓口でお渡しします。訪問時の産婦および乳児との面談後に、申請書を提出することができます。

経済的支援の申請

給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

対象者

江津市に住民登録があり、ほかの自治体から給付金(現金やクーポンなど)の支給を受けていない人で、それぞれの申請条件に該当する人

妊婦支援給付金1回目：妊娠届出時に保健師等の面談を受けた妊婦

妊婦支援給付金2回目：赤ちゃん訪問にて面談を受けた産婦

申請・受給方法

上記の流れの①・④の面談後に各給付金の対象者が申請してください。給付金は、申請時に指定された申請者名義の口座へ振り込みます。

振り込み先の通帳やキャッシュカードなど口座番号が確認できるものが必要です。

面談は対面で

行う必要があります！

お問い合わせ先

江津市子育て支援課子育て支援係 〒695-8501 江津市江津町1016-4 TEL 0855-52-7487(直通)